

金沢市内で看板の掲出をお考えの方

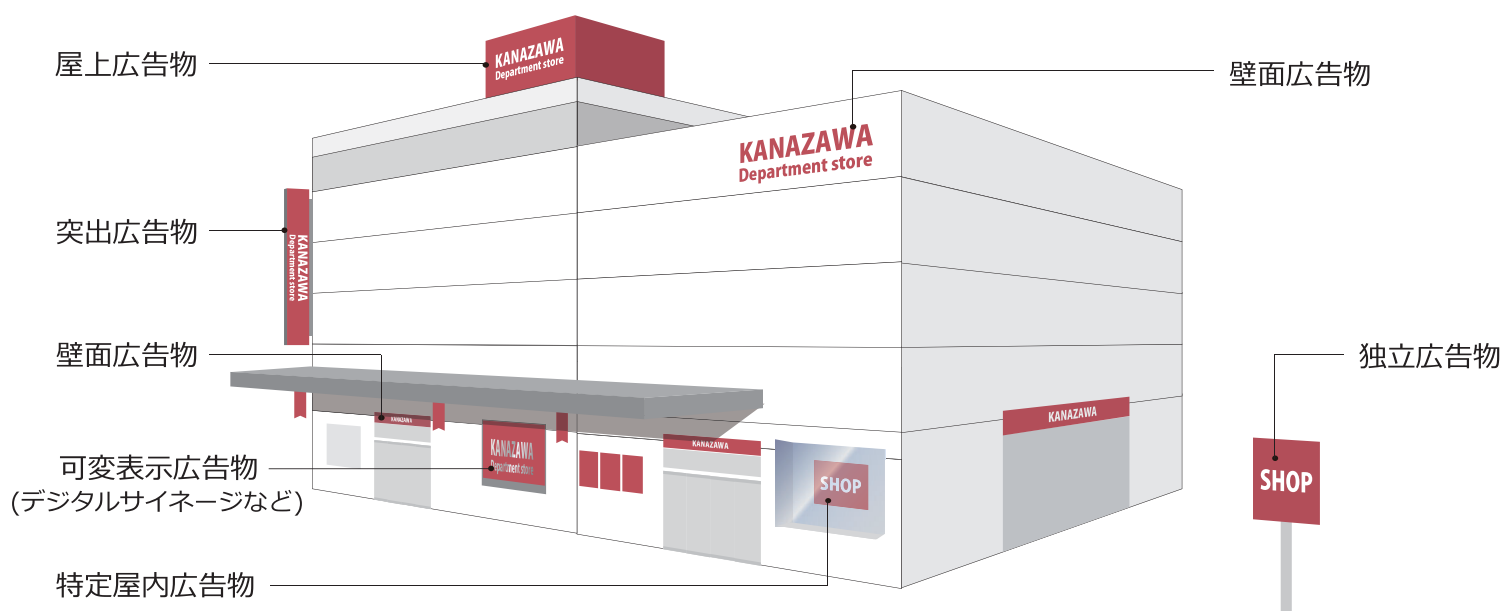
看板（広告物）の 設置には 事前協議が必要です。

景観と安全を守るため、屋外の公衆に向けて掲出する看板(広告物)の設置に関するルールを条例で定めています。

店舗の大小に関わらず、市に事前協議のうえ、条例に基づく正しい手続きをしましょう。

※一定の大きさ以上の看板は、市長の「許可」が必要です。

看板(広告物)の例



設置までの **3 step** を紹介 ▶▶

設置までの3step

1 市へ事前協議

看板業者に看板(広告物)のサイズ・設置位置・デザイン等の相談後、市にも事前協議をしてください。

※許可が不要な大きさの場合も事前協議は必要です。

2 許可申請

一定以上の大きさの看板を設置する場合は、許可申請が必要です(地域によって異なります)。また、看板の大きさに応じた手数料がかかります。なお、許可を受けた看板は3年ごとに更新申請が必要です。

3 看板設置

手数料の納付後、市から許可通知書を送ります。通知書が手元に届いてから看板設置工事を行ってください。

※設置は必ず金沢市屋外広告業登録者へ依頼してください。

こちらもcheck

金沢市屋外広告業登録者とは

金沢市内で看板の設置などを行う業者は、金沢市への登録が必要です。登録された業者を“金沢市屋外広告業登録者”と呼称しています。登録者は条例で定める資格を有しているため、看板の設置は登録者に依頼してください。

市HPで登録者一覧を公表しています。



地域によって規制の違いはある？

金沢市内では、地域特性に応じて看板の規制を細かく定めているため、地域によって設置できる看板の種類・大きさ・高さが異なります。兼六園周辺やひがし茶屋街周辺は特に規制が厳しい地域です。

設置予定地が、どの地域に該当するかは「金沢市まちづくり支援情報システム」で確認できます。

金沢市まちづくり支援情報システム

